

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるときは、
その翌日の
発行)

鳥取県果樹農業振興計画書

計 画 期 間
昭和56年度～昭和85年度

昭和56年3月31日作成

鳥 取 県

1 果樹農業振興計画の基本構想

鳥取県の果樹は、日本なし、かき、ぶどうなど落葉果樹を中心に、その生産量は年々増加し、昭和54年度には農業粗生産額1,041億円の15.3%に当たる159億円の粗生産額をあげ、本県農業生産の重要な作用となっている。

そこで、今後とも需要動向に応じた果実の生産の拡大を図り、生産性の向上を推進して、農業所得の維持向上に努め、本県果樹農業の安定的な発展を期するための基本的な考え方は、次のとおりとする。

(1) 土地基盤整備

本県の既存果樹園は、中西部の黒ぼく地帯の平たん地を除いて、立地条件に恵まれず傾斜地が多いので、農道及び作業道を主体とした基盤整備が急がれる。

また、既存果樹園の中には品質向上を進める上の阻害要因となっている排水不良果樹園が多く、これらの果樹園については、排水対策を積極的に推進する。

今後造成される果樹園については、果樹園の集団化を図り、農道、かんがい、排水施設等の整備を総合的に実施し、高効率生産集団を育成して生産性の向上を図る。

(2) 生産対策

告 示

鳥取県告示第三百三十九号

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の第三項の規定に基づき、昭和六十五年年度を目標年度とする鳥取県果樹農業振興計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

農産物の需要の伸びが鈍化傾向で推移する中で、果実生産の拡大により農業所得を確保し、農業経営の安定を図るためには、高品質果実の生産と生産性の向上が不可欠であり、これを実現するための基本的施策は次のとおりとする。

ア 規模拡大を促進して規模の大きい生産性の高い果樹専業経営及び地域の条件に応じた作物を組合せた複合経営を育成するとともに、中核農家を中心とする集団的生産組織の育成を進め、機械施設の効率的利用を促進する。

イ 優良品種の導入、栽培技術の改善等の試験研究を推進するとともに、高生産性技術の普及定着を図り、高性能生産機械を効率的に導入し、生産の安定的拡大を図りながら、品質向上対策を強力に推進する。

(3) 流通合理化対策

産地間競争、品目間競争が激化し、消費動向の多様化する中で、消費市場における競争力を強め、有利販売を進めるためには、計画出荷による消費地への安定供給と品質規格の改善統一、鮮度保持等による市場性の向上を図ることが必要であり、これを実現するために産地の集団化、大型化を進めるとともに集出荷体制を整備しながら、選果施設、貯蔵施設等を合理的に整備する。

2 果樹農業振興計画の対象果樹

対象果樹の種類	選定の理由	振興の方針
日本なし	日本なしは、全国生産量の20% (昭和54年) を占め	日本なしの代表的品種である二十世紀は、今後も本県日本なしの基幹

る鳥取県の特産物であり、今後も本県果樹農業の柱として積極的な振興を図るものである。

品種であり、その振興方向は、品質の向上と生産性の向上に重点を置き、老木園、低位生産園の改植、更新をおさ二十世紀等を中心に積極的に進めることとする。
日本なしの生産拡大については、三水 (新水、幸水、豊水)、新興などの優良品種を必要の多様化に対応しながら導入し、併せて労働配分、出荷期間の調整等を行い、経営規模の拡大と高品質果実の生産を推進する。

かき
かきは、東部中山間地帯を主産地として、県下に広く栽培されており、その栽培面積は、日本なしに次いでいる。

収益性の高い優良品種 (早生西条、伊豆、西村早生等) を積極的に導入し、現在の主体品種である富有との組合せにより、経営規模の拡大と団地化を推進し、栽培技術の定着を図り、高品質果実の安定的生産を図る。

ぶどう
ぶどうは、砂丘地帯、中部黒ほく地帯をはじめ、最近東部地区では水田への転換作物として局地的、濃密的に導入されており、今後大幅な生産の伸びが見込まれる。

巨峰、デラウェア、ネオオムスカットを主体品種として、品種別、地帯別、作型別に栽培技術体系を確立し、その技術の定着化を図り、生産の安定と品質の向上を図る。

く	くりは、山間地における主要果樹である。	栽培管理の徹底により、安定した生産を確保し、生産性の向上に努める。
りんご	りんごは、地域特産物として、また水田への転換作物として、最近農家の栽培意欲が高まり、積極的に植栽が行われている。	本県のりんご栽培は、早急にわい化栽培の技術体系を確立して、生産の安定を図るとともに、集出荷体制の整備を推進する。

3 広域濃密生産団地形成に関する方針

(1) 団地形成に関する方針

本県の果樹を代表する日本なしを中心に、かき、ぶどう、りんごを対象とした17か所の広域濃密生産団地を形成することとし、その基本構想は団地により異なるが、農道、かんがい排水など土壌基盤の整備を行い、果樹園の集団化、高性能機械施設の導入、新技術の普及等により生産性の向上を図るとともに、選果施設、貯蔵施設等集出荷施設を整備し、流通の改善を図る。

(2) 団地形成予定(対象)地域の概要

対象果樹の種類	団地名	関係市町村名	備	考
日本なし、かき、ぶどう	鳥取	鳥取市	広域営農団地計画の 変更により鳥取団地 の国府町を岩美団地	
日本なし、かき、ぶどう、りんご	岩美	国府町、岩美町、福部村		

日本なし、かき、ぶどう	気高	気高町、鹿野町、青谷町	
日本なし、かき	郡家	郡家町	
日本なし、かき	八頭東部	船岡町、八東町、若桜町	
日本なし、かき	河原	河原町	
日本なし、かき	八頭西部	用瀬町、佐治村、智頭町	
日本なし、ぶどう	泊・羽合	泊村、羽合町	
日本なし、かき	東郷	東郷町	
日本なし、かき、ぶどう	北条・大栄	北条町、大栄町	
日本なし、かき、ぶどう	倉吉	倉吉市	
日本なし、かき、りんご	三朝・関金	三朝町、関金町	
日本なし、ぶどう	東伯	東伯町	
日本なし	赤碓	赤碓町	
日本なし	中山	中山町	
日本なし、かき、りんご	名和	名和町	
日本なし、かき、りんご	米子	米子市、大山町、米谷町、西伯町、米谷町、西伯町、米谷町、西伯町	

4 果樹の植栽及び果実の生産目標

(単位：面積ha、生産量t、比率%)

区分 対象の種類	昭和55年度		植 栽 の 目 標						産 園			昭 和 65 年 度			
	栽培面積	生産量	昭和56~60年度		昭和61~65年度		計	昭和56 ~60年度	昭和61 ~65年度	計	栽培面積 生産目標	昭和55年度に対 する比率			
			新植	改植	新植	改植						新植	改植	栽培面積 生産目標	栽培面積 生産目標
日本なし	3,800	86,000	412	39	288	42	700	81	112	38	150	4,350	123,540	115	144
かき	953	5,670	95	14	116	10	211	24	48	36	84	1,080	10,260	113	181
ぶどう	312	2,040	55	15	50	12	105	27	2	0	2	415	4,480	133	220
くり	295	133	17	3	32	2	49	5	112	82	194	150	200	51	150
りんご	17	16	45	2	5	1	50	3	0	0	0	67	1,700	394	10,625
計	5,377	93,859	624	73	491	67	1,115	140	274	156	430	6,062	140,180	113	149

5 果樹の植栽に適する自然的条件

果樹の植栽に当たっては、最近10年間における各年の平均気温又は各年の4月1日から10月31日までの平均気温及び各年の4月1日から10月31日までの降水量のそれぞれの合計を10で除したものが、植栽に係る果樹について、果樹の種類ごとに、それぞれ次表の気温条件及び降水量条件の欄に掲げるとおりであり、かつ、植栽に係る果樹の成育又は結実に重大な支障を及ぼすおそれのある低温、降雪、降霜等が発生するおそれがないこと。

対象の種類	条件 品種等	気温条件		降水量条件
		年平均気温	4月1日~ 10月31日平 均気温	
日本なし	二十世紀 以外のな し	7度以上	13度以上	1,200ミリメートル以下
かき	甘がき	13度以上	19度以上	
	渋がき	10度以上	16度以上	

6 近代的な果樹園経営の指標

ぶどう	欧州種	7度以上	14度以上	1,200ミリメートル以下
	欧州種以外のぶどう	"	"	1,600ミリメートル以下
くり		7度以上		
りんご		6度以上 14度以下	13度以上 21度以下	1,300ミリメートル以下

対象果樹の種類	品種名	傾斜度	面積規模 (畝園)		畝園10アール当りの生産量		防除方式
			ha	畝	kg	時間	
日本なし	新水	8度まで	10.0	4,300	308	多目的スプロシク ラニ方式	
		8度まで	10.0	2,700	185	"	
		8度まで	10.0	3,300	198	"	
	豊水	8度まで	10.0	4,000	214	"	
かき	富有	15度まで	15.0	2,300	105	スビードスプレー ニ方式	
		5度まで	10.0	1,500	159	スビードスプレー ニ方式	
		5度まで	10.0	1,300	223	"	
		5度まで	10.0	1,800	281	"	
		5度まで	10.0	1,300	265	"	

りんご	ふじ	8度まで	10.0	4,000	252	スビードスプレー ニ方式
-----	----	------	------	-------	-----	-----------------

7 土地改良とその他生産基盤整備に関する事項

(1) 既存の果樹園の土地基盤整備計画

(単位: ha)

対象果樹の種類	昭和55年度栽培面積	整備済又は整備不要面積	整備面積等		要 整 備 面 積		左のうち昭和65年度までの整備計画				
			事業区分	農道整備	畑かん	果樹園改造暗きよ排水	農道整備	畑かん	果樹園改造暗きよ排水	農道整備	畑かん
日本なし	3,800	1,835	全 体	730 (146,000)	1,965	1,030	860	315 (38,000)	1,100	765	650
			うち一定規模以上	590 (88,000)	1,210	830	690	270 (27,000)	1,090	715	620
か き	953	843	全 体	110 (13,200)		40	40	35 (4,200)		20	20
			うち一定規模以上	85 (9,000)		15	15	30 (3,200)		15	15
ぶ どう	312	257	全 体	55 (6,000)	50		50	30 (3,000)	20		20
			うち一定規模以上	40 (4,000)	10		30	20 (2,000)	10		10
く り	295	265	全 体	30 (5,000)				20 (2,500)			
			うち一定規模以上	10 (1,000)				10 (1,000)			
りんご	17	17	全 体								
			うち一定規模以上								
計	5,377	3,217	全 体	925 (170,200)	2,015	1,070	950	400 (47,700)	1,120	785	690
			うち一定規模以上	725 (102,000)	1,220	845	735	330 (33,200)	1,100	730	645

(注) 1 農道整備の欄の()内は、要整備農道の延長(m)である。

2 一定規模以上とは、団営土地改良事業の採択基準以上の規模である。

(2) 果樹園造成の計画

(単位: ha)

対象果樹の種類	昭和56年度～昭和60年度				昭和61年度～昭和65年度				計			
	開かん面積①	既耕地からの転換面積②	計①+②	左のうち一定規模以上の面積	開かん面積③	既耕地からの転換面積④	計③+④	左のうち一定規模以上の面積	開かん面積①+③	既耕地からの転換面積②+④	計①+②+③+④	左のうち一定規模以上の面積
日本なし	200	212	412	160	162	126	288	170	362	338	700	330
かき	12	83	95	22	23	93	116	33	35	176	211	55
ぶどう	13	42	55	10	7	43	50	10	20	85	105	20
くり	4	13	17	0	6	26	32	0	10	39	49	0
りんご	28	17	45	20	5	0	5	0	33	17	50	20
計	257	367	624	212	203	288	491	213	460	655	1,115	425

(注) 左のうち一定規模以上の面積とは、団体営土地改良事業の採択基準以上の規模とする。

8 果実の生産量と出荷量

本県における果実の生産量は、大幅に増加することとなるが、出荷の主体は生食向けとして、その大半を県外市場に出荷することとし、加工向けの出荷量は総出荷量の1.2%に当たる1,550tを見込むこととする。県内の加工施設が必要とする加工原料用果実は、日本なし、かき及びぶどう等で、その必要量1,490tは全量県内産の果実で確保できる見込みである。

(単位：t、%)

区分 対象 果実の種類	昭 和 54 年 度						昭 和 65 年 度							
	生産量		出荷量		加工量		生産量		出荷量		加工量			
	計	左のうち 県外向	計	県内向	計	左のうち 県外向	計	県内向	計	県外向	計	左のうち 県外向		
日本なし	100,900 (100)	98,890 (98.0)	98,600 (97.7)	4,150	93,425	1,025	290 (0.3)	123,540 (100)	121,070 (98.0)	120,270 (97.4)	5,060	110,710	4,500	800 (0.6)
かき	5,580 (100)	3,840 (68.8)	3,760 (67.4)	1,141	2,619	0	80 (1.4)	10,260 (100)	7,700 (75.0)	7,550 (73.6)	1,500	5,300	750	150 (1.4)
ぶどう	2,560 (100)	2,505 (97.9)	2,337 (91.3)	1,054	1,283	0	168 (6.6)	4,480 (100)	4,390 (98.0)	3,790 (84.6)	1,500	2,290	0	600 (13.4)
くり	260 (100)	170 (65.4)	170 (65.4)	150	20	0	0 (0)	200 (100)	130 (65.0)	130 (65.0)	130	0	0	0 (0)
りんご	28 (100)	23 (82.1)	23 (82.1)	23	0	0	0 (0)	1,700 (100)	1,190 (70.0)	1,190 (70.0)	300	890	0	0 (0)
合 計	109,328 (100)	105,428 (96.4)	104,890 (95.9)	6,518	97,347	1,025	538 (0.5)	140,180 (100)	134,480 (95.9)	132,930 (94.8)	8,490	119,190	5,250	1,550 (1.1)

(注) 対象果実とは、振興計画の対象果樹の果実をいう(以下同じ)。

9 果実の集出荷、貯蔵又は販売の共同化その他流通の合理化に関する事項

項

(1) 果実の流通合理化の基本方針

本県の果実は、大半が生食用として出荷されることとなるので、この方向で集出荷体制をはじめ、選果施設、貯蔵施設等の集出荷施設を整備し、出荷規格の改善統一及び計画出荷による市場への安定供給等を重点的かつ強力に推進し、県産果実の流通の円滑化と市場性の向上に努める。

(2) 果実の集出荷体制及び施設の整備方針

ア 集出荷体制の整備方針

現状の集出荷組織(農業協同組合、果実専門農業協同組合等)は47組織あり、この内訳は、市町村の区域を越える組織が3組織、市町村の区域と同区域の組織が25組織、市町村の区域未済の組織が19組織となつている。

今後、これらの集出荷組織は、地域農業の生産から加工、販売にわたる中核組織として、その発展に果たす役割は大きいので、組織の体質強化と経営管理体制の近代化を図ることとし、当面、市町村の区域を単位とする農協組織として整備を促進する。

イ 集出荷施設及び貯蔵施設の整備方針
 集出荷施設の整備については、集出荷組織の整備と一体的に整備を要するもの、既存施設の老朽化、狭あい化により更新、改造を要するものがあるので、集出荷の効率化と市場への計画的出荷を進めるため、適正規模に整備する。
 また、日本なしの出荷量の増大に対処し、出荷調整の合理化を図るため、年次計画に基づいて貯蔵施設を整備する。
 (ウ) 共同選果施設の整備

項目	施設の1日当たり 処理能力区分	昭和54年度				昭和65年度					
		施設数	対象果実 年間総処理量 1施設平均 均処理量	1施設 稼働日 平均	対象果実以外 年間総処理量 1施設 稼働日 平均	施設数	対象果実 年間総処理量 1施設平均 均処理量	1施設 稼働日 平均	対象果実以外 年間総処理量 1施設 稼働日 平均		
対 象 果 実 の 種 類	日本なし	手選果場	10	495	50	35					
		機 械 選 果 場	20t未満	4	1,255	314	27	1	390 (85)	390 (85)	30 (45)
			20～50t	14 (6)	10,830 (839)	774 (140)	34 (20)	4 (4)	4,370 (1,135)	1,093 (284)	39 (21)
			50～100	13 (2)	21,035 (1,115)	1,618 (558)	38 (30)	2 (2)	4,320 (180)	2,160 (90)	45 (18)
			100～150	5 (2)	16,793 (475)	3,359 (238)	38 (17)	8 (8)	25,620 (2,053)	3,203 (257)	47 (21)
		小 計	150～200	5 (1)	19,405 (240)	3,881 (240)	40 (12)	8 (4)	38,590 (1,060)	4,824 (265)	49 (30)
			200～300	3 (1)	16,819 (19)	5,606 (19)	35 (10)	2 (1)	13,260 (115)	6,630 (115)	45 (30)
			300t以上	1 (1)	9,498 (107)	9,498 (107)	45 (9)	3 (3)	34,520 (1,263)	11,507 (421)	48 (31)
		そ の 他									
				55 (13)	96,130 (2,795)	1,748 (215)	36 (19)	28 (23)	121,070 (5,891)	4,324 (256)	42 (25)

(単位：t)

かき		手選果場																		
		20t未満	2	747	374	30		1	350	350	30									
き		20~50t					3	2,125	708	37										
		50~100																		
かき		100~150																		
		150~200																		
き		200~300																		
		300t以上																		
小計			2	747	374	30	4	2,475	619	35										
その他																				
き		手選果場	2	418	209	55	2	1,623	812	58										
		20t未満																		
き		20~50t																		
		50~100																		
き		100~150																		
		150~200																		
き		200~300																		
		300t以上																		
小計			2	418	209	55	2	1,623	812	58										
その他			9	1,468	163	41	17	2,292	135	34										
おとう																				

りんと	手選果場	20t未満	1	50	50	40		1	38	38	35			
		20～50t												
	機械選果場	50～100												
		100～150												
	選果場	150～200												
		200～300												
	小計	300t以上												
		計	1	50	50	40		1	38	38	35			
	手選果場	20t未満												
		20～50t												
	機械選果場	50～100												
		100～150												
	選果場	150～200												
200～300														
小計	300t以上													
	計	2	17	9	23		2	53	27	30				
その他		2												

(注) 1、当該施設が、対象果実を2種類以上選果している施設については、主たる施設の下段に従たる種類について()に入れて記載した。
 2、機械施設とは、一定の規定に基づき選別、包装、荷造りを機械で行うもの。
 3、その他の欄は、対象果実以外又は他の農産物等の施設を、対象果実が従として利用している(する)場合のものとする。

(4) 貯蔵施設の整備

(単位：t)

区分 対象 果実の種類	貯蔵施設 の種類	昭和54年度				昭和65年度					
		貯蔵能力			計	貯蔵能力			計		
		生産者 団体等	共有	個人有		その他	生産者 団体等	共有		個人有	
日本なし	常温										
	低温	750			750	881	5,412	7,500		7,500	7,500
	小計	750			750	881	5,412	7,500		7,500	7,500
合計	常温										
	低温	750			750	881	5,412	7,500		7,500	7,500
	小計	750			750	881	5,412	7,500		7,500	7,500

(注) 1、貯蔵とは、販売の目的をもって当該施設で1ヶ月以上貯蔵するものをいう。

2、貯蔵能力とは、貯蔵1回当たりの能力とする。

(3) 出荷規格の改善等の方針

農林水産省が設定した「果実の全国標準規格」に基づき、出荷団体(県農協連)が選果荷作り、出荷規格の改善統一を図り、その遵守に努めることとする。

また、包装荷造りについては流通経費の軽減にも配慮しながら、消費指向に即して改善を行う。

10 果実の加工の合理化に関する事項

県内で加工される加工原料は、県内産の果実で全量確保することとし

ており、加工向けとして県外へ出荷される量は、きん少である。今後、本県の果実加工については、産地の加工体制の整備と加工施設の整備拡充を推進し、加工による果実の付加価値を高めて農家所得の向上を図る。

(1) 製品生産及び原料供給目標

(単位：所要量t、比率%)

対象果実の 種類	項目 製品名	昭和54年度					昭和65年度						
		製造数量	単位当たり 所要量	原料所要量			製造数量	単位当たり 所要量	原料所要量				
				①のうち 自県産	②のうち 他県産	③/①			③のうち 自県産	④のうち 他県産	⑤/③		
日本なし	果汁	76t	3.8	290	290	0	100	210t	3.8	800	800	0	100
かき	干かき	32t	2.5	80	80	0	100	60t	2.5	150	150	0	100
ぶどう	生ぶどう	103t	1.4	140	140	0	100	400t	1.4	540	540	0	100

(注) 果汁の製造数量の単位は、1/5 濃縮換算とする。

(2) 加工原料用果実の取引の合理化

(単位：t)

対象果実の 種類	取引 形態	昭和54年度					昭和65年度						
		合計	自県産			計	合計	自県産			計		
			農協系	任意出荷 荷組合	商人 その他			農協系	任意出荷 荷組合	商人 その他			
日本なし	特約												
	任意	290				290					290		
	計	290	290			290					290		
かき	特約												
	任意	80				80					80		
	計	80	77			80					80		
ぶどう	特約												
	任意	80				80					80		
	計	80	77			80					80		
	計	150	140			150					150		

